

第 4 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 54 号議案	令和 5 年度敦賀市一般会計補正予算（第 5 号）	1
第 55 号議案	令和 5 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 1 号）	57
第 56 号議案	敦賀駅東口駅前広場の設置及び管理に関する条例制定の件	1
第 57 号議案	敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例制定の件	11
第 58 号議案	敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件	17
第 59 号議案	敦賀市手数料徴収条例の一部改正の件	21
第 60 号議案	令和 4 年度敦賀市歳入歳出決算認定の件	23
第 61 号議案	令和 4 年度市立敦賀病院事業決算認定の件	25
第 62 号議案	令和 4 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件	27
第 63 号議案	令和 4 年度敦賀市水道事業決算認定の件	29
第 64 号議案	令和 4 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件	31
第 65 号議案	令和 4 年度敦賀市下水道事業決算認定の件	33

議案番号	事 案 名	頁
報告第 13 号	継続費精算報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計)	35
報告第 14 号	健全化判断比率の報告の件	39
報告第 15 号	資金不足比率の報告の件	41
報告第 16 号	公立大学法人敦賀市立看護大学の令和4年度業務実績に関する評価結果の報告の件	43

第 56 号 議 案

敦賀駅東口駅前広場の設置及び管理に関する条例制定の件

敦賀駅東口駅前広場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀駅東口駅前広場の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 敦賀駅東口における交通結節点としての機能を高め、公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、憩いと交流の場を創出するため、敦賀駅東口駅前広場（以下「東口駅前広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 東口駅前広場は、敦賀市津内109号1番1に置く。

2 東口駅前広場の区域は、市長が別に告示するものとする。

(施設)

第3条 東口駅前広場に次に掲げる施設を設置する。

- (1) 一般乗合旅客自動車及び一般貸切旅客自動車乗降場（以下「バス乗降場」という。）
- (2) 一般乗合旅客自動車及び一般貸切旅客自動車待機場（以下「バス待機場」という。）
- (3) 一般乗用旅客自動車乗車場及び一般乗用旅客自動車降車場（以下「タクシー乗降場」という。）
- (4) 一般乗用旅客自動車待機場（以下「タクシー待機場」という。）
- (5) 一般車乗降場及び一般車降車場
- (6) 自転車駐車場
- (7) 緑地広場
- (8) 公衆便所
- (9) 公衆喫煙所
- (10) その他東口駅前広場の設置の目的を達成するために必要な施設

(業務)

第4条 東口駅前広場は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公衆の利便と通行の安全、円滑を図るための適切な管理

- (2) 交通結節点としての機能を備えた施設及び設備の提供
- (3) 憩いの空間と交流を促進する場所の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(施設を使用することができる車両の種類)

第5条 東口駅前広場の次に掲げる施設を使用することができる車両の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める車両とする。

(1) バス乗降場及びバス待機場

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する車両

イ 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両

ウ ア及びイに掲げるもののほか、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、乗車定員が11人以上の中型自動車及び30人以上の大型自動車

(2) タクシー乗降場及びタクシー待機場 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する車両

(3) 一般車乗降場及び一般車降車場 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車（長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.3メートル以下のものに限る。）、小型自動車及び軽自動車（この号に掲げる自動車が物品等を積載したときは、その全長、全幅及び全高は、普通自動車の基準と同じとする。）

(4) 自転車駐車場 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（二輪又は三輪のものに限る。）

(バス乗降場等の使用の許可)

第6条 バス乗降場及びバス待機場又はタクシー乗降場及びタクシー待機場（以下「バス乗降場等」という。）を使用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) バス乗降場及びバス待機場

ア 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者

イ 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、道路交通法第3条に規定する自動車のうち、乗車定員が11人以上の中型自動車及び30人以上の大型自動車を使用する者

(2) タクシー乗降場及びタクシー待機場 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者

2 バス乗降場等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、前項第1号イ又はウに掲げる者がバス乗降場及びバス待機場を使用しようとするときは、この限りでない。

3 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付すことができる。

4 第2項の規定により使用の許可を受けた者が許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(催し等の使用の許可)

第7条 東口駅前広場のうち緑地広場その他市長が別に定める場所（以下「緑地広場等」という。）において次に掲げる行為（以下「催し等」という。）をするため、緑地広場等の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 催し、展示会、集会その他これらに類する行為

(2) 移動販売、屋台営業その他これらに類する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定の目的のために緑地広場等の全部又は一部を独占して使用する行為

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付すことができる。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者が許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(催し等の使用時間)

第8条 催し等の開催に伴い、緑地広場等の全部又は一部を独占して使用することができる時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該時間を変更することができる。

(使用許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バス乗降場等又は緑地広場等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不適當であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第10条 第6条第2項又は第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にバス乗降場等又は緑地広場等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損傷等の届出)

第11条 施設、附属設備、器具等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用許可の取消等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項又は第7条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用の条件を変更することができる。

- (1) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第6条第3項又は第7条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 第9条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) その他管理運営上やむを得ない理由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じて、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条 使用者は、別表第1又は別表第2に掲げる使用料を市に前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、後納すること

ができる。

（使用料の免除）

第14条 市長は、公用又は公共の用のためにバス乗降場等又は緑地広場等を使用する場合で特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由によりバス乗降場等又は緑地広場等を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰することができない事由によりバス乗降場等又は緑地広場等を使用することができなくなったとき。

（特別な設備等の許可）

第16条 使用者は、バス乗降場等又は緑地広場等に特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付することができる。

3 第1項の規定により生じる経費は、使用者の負担とする。

（原状回復の義務）

第17条 使用者は、バス乗降場等又は緑地広場等の使用を終了したとき、第12第1項の規定により使用許可を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、市長の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。

（自転車駐車場の使用期間）

第18条 自転車駐車場の1回の使用期間は、自転車駐車場に自転車を駐車した日から7日以内とする。

（自転車駐車場の使用料）

第19条 自転車駐車場の使用料は、無料とする。

(駐車の拒否)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自転車駐車場の使用を拒否することができる。

- (1) 自転車駐車場の施設、設備等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(自転車の移動等)

第21条 市長は、第18条に規定する使用期間を超えて駐車してある自転車があるとき又は自転車駐車場以外の場所に駐車してある自転車があるときは、当該自転車を移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により、自転車を移動し、保管したときは、当該自転車の所有者又は使用者に当該自転車を返還するために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止行為)

第22条 東口駅前広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 東口駅前広場を汚損し、又は毀損すること。
- (2) 危険な行為、車両又は歩行者の通行を妨害する行為その他東口駅前広場の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) ごみその他汚物を廃棄すること。
- (4) 無断で営業、募金その他これらに類する行為をすること。
- (5) 無断ではり紙若しくははり札又は広告の表示をすること。
- (6) 危険物を持ち込み、又は東口駅前広場の利用者に危害を与える行為をすること。
- (7) 管理上支障となる場所への車両の乗り入れ又は当該場所での駐停車をすること。
- (8) 駐停車中の車両を汚損し、又は毀損すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、東口駅前広場の利用及び管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げるいずれかの行為をした者に対し、東口駅前

広場の利用の中止又は車両の移動を命じることができる。

(損害賠償)

第23条 施設、附属設備、器具等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、東口駅前広場において天災等不可抗力により生じた損害、自動車等相互の接触、盗難等市長の責めによらない原因で生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第13条関係)

区分	金額
バス乗降場における電子表示板への掲示	1台につき1年当たり 1,100円
タクシー乗降場及びタクシー待機場(電子表示板への掲示を含む。)	1年当たり 226,950円

別表第2 (第13条関係)

区分	金額
緑地広場等	1平方メートルにつき1時間当たり 5円
電気設備	1か所につき24時間当たり 150円

上水道	1 か所につき 24 時間当たり 100 円
ポスター等の掲示	1 枚（日本産業規格 B 列 1 番まで）につき 1 週間当たり 1,000 円

備考

- 1 緑地広場等の使用料の計算に当たり、使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時間として計算する。
- 2 電気設備及び上水道の使用料の計算に当たり、使用時間に 24 時間未満の端数が生じたときは、これを 24 時間として計算する。
- 3 ポスター等の掲示の使用料の計算に当たり、使用日数に 1 週間未満の端数が生じたときは、これを 1 週間として計算する。
- 4 使用者が営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で緑地広場等を使用する場合は、当該使用料に 5 割を乗じて得た額を加算する。
- 5 市外に住所を有する者が緑地広場等を使用する場合の使用料は、当該使用料に 3 割を乗じて得た額を加算する。

提案理由

北陸新幹線敦賀開業に伴い、敦賀駅東口における交通結節点としての機能を高め、公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、憩いと交流の場を創出するため、敦賀駅東口駅前広場を設置したいので、この案を提出する。

第 57 号 議 案

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例制定の件

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀駅東口駐車場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づき、敦賀市が設置する路外駐車場の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 敦賀市が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
敦賀駅東口駐車場	敦賀市泉97号1番1

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。
ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(対象車両)

第4条 駐車場を利用できる車両は、別表第1のとおりとする。

(駐車料金)

第5条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、駐車場に車両を駐車する者（以下「利用者」という。）から料金を徴収する。

(料金の納付方法)

第6条 利用者が退場しようとするときは、パーキング・メーター料金表示器が表示する料金をパーキング・メーター料金投入口に投入しなければならない。

2 利用者は、パーキング・メーターの故障、破損等により前項の規定による料金を納付し、又は清算することができないときは、駐車した時間に相当する料金を市長が別に定める方法により納付し、又は清算しなけ

ればならない。

(料金の不還付)

第7条 利用者が既に納付した料金は、還付しない。

(割増金)

第8条 市長は、不法に料金を免れた者から、その免れた料金のほか、その免れた料金の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(駐車の拒否)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 区画線を超える荷物を車両に積載しているとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を車両に積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わず車両を駐車させること。
- (2) 他の車両の駐車及び運行を妨げること。
- (3) 物品を販売すること。
- (4) 公序良俗を乱すこと。
- (5) 駐車場を汚損し、又は毀損すること。
- (6) 駐車中の車両を汚損し、又は毀損すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(供用の休止)

第11条 市長は、駐車場の工事、積雪その他管理上の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(料金の減免)

第12条 市長は、公益上又は特別の理由により必要と認めるときは、料金を減免することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 駐車場の構造、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は

、市長が定める額を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第14条 市長は、駐車場において天災等不可抗力により生じた損害、車両等相互の接触、盗難等市長の責めによらない原因で生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち右欄に掲げる自動車	(1) 普通自動車（長さ5メートル、幅1.9メートル及び高さ2.3メートル以下のものに限る。） (2) 小型自動車 (3) 軽自動車
2 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車	
備考 1 この表に掲げる車両が物品等を積載したときは、その全長、全幅及び全高は、普通自動車の基準と同じとする。 2 この表に掲げる車両が他の車両をけん引しているときは、駐車場を利用することができない。	

別表第2（第5条関係）

種別	金額	
駐車料金	30分ごとに100円	1 入場からの駐車時間が30分以内であるときは、無料とする。 2 駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。 3 駐車時間が4時間を超える場合は、24時間まで700円とする。 4 駐車時間が24時間を超える場合は

		、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
--	--	---

提案理由

北陸新幹線敦賀開業に伴い、敦賀駅東口における公衆の利便の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため、敦賀駅東口駐車場を設置したいので、この案を提出する。

第 58 号 議 案

敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和56年敦賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）及び第7条第1項中「定期駐車券、1日駐車券及びプリペイドカード」を「定期駐車券及びプリペイドカード」に改める。

別表第2中

「

普通駐車 の料金	24時間以 内の駐車 の場合	駐車後1時間は無料とし、1時間を超 えるときは、1時間ごとに100円と する。ただし、午後8時から翌日の午 前6時までの間は2時間ごとに100 円とする。
	24時間を 超える駐車 の場合	前項の規定により算出した料金に、2 4時間を超える使用時間2時間ごと に100円とする。

」

を

「

普通駐車 の料金	1時間ごと に100円	1 入場からの駐車時間が1時間以内 であるときは、無料とする。 2 駐車時間に1時間未満の端数があ るときは、1時間として計算する。 3 駐車時間が7時間を超える場合は 、24時間まで700円とする。
-------------	----------------	---

		4 駐車時間が24時間を超える場合は、24時間に達した時以後24時間ごとに2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
--	--	---

」

に改め、同表1日駐車券の料金の項を削り、同表中

「

プリペイドカードの料金	6,000円相当券	5,000円
-------------	-----------	--------

」

を

「

プリペイドカードの料金	7,000円相当券	6,000円
-------------	-----------	--------

」

に改め、同表備考1中「末日までの間」の次に「（駐車場の駐車のに供する部分の全てが利用されているときを除く。）」を加え、同表備考2中「休日を除く日」の次に「（駐車場の駐車のに供する部分の全てが利用されているときを除く。）」を加え、同表備考4を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の敦賀市白銀駐車場の設置及び管理に関する条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に入場し、同日以後に退場した駐車場の利用に係る駐車料金

については、この条例による改正後の別表第2の規定を適用する。

(経過措置)

- 4 施行日前に購入した1日駐車券の利用については、なお従前の例による。

提案理由

北陸新幹線敦賀開業に伴い、敦賀駅周辺の混雑緩和を図るため、敦賀市白銀駐車場における料金体系の見直しを図るとともに、定期駐車券の運用方法を変更したいので、この案を提出する。

第 59 号 議 案

敦賀市手数料徴収条例の一部改正の件

敦賀市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市手数料徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市手数料徴収条例（昭和 5 6 年敦賀市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表(2)中「狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による申請があったものとみなされた場合に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する狂犬病予防法の特例を適用する場合の犬の登録事務に係る手数料を無料としたいので、この案を提出する。

第 60 号 議 案

令和 4 年度敦賀市歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度敦賀市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 61 号 議 案

令和 4 年度市立敦賀病院事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度市立敦賀病院事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 6 2 号 議 案

令和 4 年度敦賀市水道事業利益剰余金処分の件

令和 4 年度敦賀市水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和4年度敦賀市水道事業利益剰余金処分計算書

(単位 円)		
1	当年度未処分利益剰余金	352,010,925
2	利益剰余金処分額	
(1)	建設改良積立金	210,000,000
(2)	資本金	<u>140,000,000</u>
		<u>350,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u><u>2,010,925</u></u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。

第 6 3 号 議 案

令和 4 年度敦賀市水道事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度敦賀市水道事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

第 6 4 号 議 案

令和 4 年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分の件

令和 4 年度敦賀市下水道事業利益剰余金の一部を、次の第 2 項のように処分する。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

令和4年度敦賀市下水道事業利益剰余金処分計算書

(単位 円)		
1	当年度未処分利益剰余金	492,150,420
2	利益剰余金処分数額	
(1)	減債積立金	230,000,000
(2)	資本金	<u>260,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>2,150,420</u>

提案理由

利益剰余金の一部を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する。

第 6 5 号 議 案

令和 4 年度敦賀市下水道事業決算認定の件

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度敦賀市下水道事業決算について、別冊のとおり監査委員の意見を添えて議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

報 告 第 1 3 号

継続費精算報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和4年度敦賀市一般会計継続費精算報告書のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和4年度敦賀市

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
6	5	旧庁舎解体事業	3	50,000,000		37,500,000		12,500,000
			4	207,103,000		155,300,000		51,803,000
			計	257,103,000		192,800,000		64,303,000
9	10	角鹿児童クラブ整備事業	3	7,784,000	2,862,000			4,922,000
			4	142,360,000	54,450,000		87,910,000	
			計	150,144,000	57,312,000		87,910,000	4,922,000
12	10	清掃センター整備事業	3	20,915,000			5,032,000	15,883,000
			4	99,843,000			24,022,000	75,821,000
			計	120,758,000			29,054,000	91,704,000

一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

実 績					比 較				
支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他			国県支出金	地 方 債	そ の 他	
50,000,000		37,500,000		12,500,000	0		0		0
207,102,245		155,300,000		51,802,245	755		0		755
257,102,245		192,800,000		64,302,245	755		0		755
7,784,000	2,862,000			4,922,000	0	0			0
142,359,400	55,212,000		87,147,400		600	△ 762,000		762,600	
150,143,400	58,074,000		87,147,400	4,922,000	600	△ 762,000		762,600	0
20,915,000			5,032,000	15,883,000	0			0	0
99,843,000			24,022,000	75,821,000	0			0	0
120,758,000			29,054,000	91,704,000	0			0	0

報 告 第 1 4 号

健全化判断比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項の規定により、令和4年度健全化判断比率について、別冊の
監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和4年度健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.65)	— (17.65)	4.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを意味する。
- 2 将来負担比率における「—」は、将来負担比率が算定されないことを意味する。
- 3 括弧内は敦賀市における早期健全化基準を記載している。

報 告 第 15 号

資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率について、別冊の
監査委員の意見を添えて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和4年度資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率
港湾施設事業特別会計	—
産業団地整備事業特別会計	—
市立敦賀病院事業会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

備考 「—」は資金不足額がないことを意味する。

報 告 第 1 6 号

公立大学法人敦賀市立看護大学の令和4年度業務実績に関する
評価結果の報告の件

公立大学法人敦賀市立看護大学の令和4年度業務実績に関する評価結果について、敦賀市公立大学法人評価委員会から報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、別冊のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 8 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治